議事概要

＜委員会概要＞

委員会名称：企業主導型保育事業点検・評価委員会（第19回）
日　　時：令和７年３月31日（月）10:00～11:15
場　　所：こども家庭庁成育局第２会議室
出　席　者：（委員会委員）
石毛　和夫委員、馬場　充委員、安原　理恵委員、吉田　正幸座長、渡辺　将委員
（こども家庭庁）
藤原　朋子成育局長、竹林　悟史審議官（成育局担当）、
栗原　正明成育局保育政策課長、
大部　沙絵子成育局保育政策課認可外保育施設担当室長、
髙田　まり成育局認可外保育施設担当室室長補佐
（公益財団法人児童育成協会）
望月　弘晃業務執行理事、
藤田　智夫企業主導型保育事業本部長、
井川　健司企業主導型保育事業本部審査部長、
福本　啓介企業主導型保育事業本部指導監査部長
配付資料：次第
資料１　令和６年度企業主導型保育事業 補助事業の実施結果
資料２　令和６年度企業主導型保育事業 委託事業の実績
資料３　令和７年度企業主導型保育事業 補助事業の方針
資料４　令和７年度企業主導型保育事業 委託事業の方針

＜委員会内容＞

１．開会

２．令和６年度の企業主導型保育事業について

【協会より説明】

資料１（令和６年度企業主導型保育事業 補助事業の実施結果）に基づき説明。

（審査状況）

・ 令和５年度の完了報告審査については、事業者の審査の進行状況によって個別に対応方法を検討・実施することなどにより、例年よりも早い 12 月末までに全て完了した。また、計画的な施設運営を促すために令和４年度分から開始している事業計画申請については、令和７年度分は新システムにて提出を求め、３月末までの審査完了に向けて順調に審査を行っていると記載しているところ、３月中に終わらせる予定のものは、３月末時点で完了する見込み。なお、事業計画申請に先立ち、図面の変更を伴う事業内容の変更を検討している事業者を対象に、協会所属の１級建築士とともに、事前相談を実施した。

・ 月次報告審査については、毎月 4,400 件の審査を行った。月次審査においては、新システムに移行してから作業効率が向上し、業務の進捗が以前よりも早くなっている。

・ 事業譲渡審査委員会の状況については、11 月と３月に事業譲渡の審査委員会を開催し、それぞれ記載のとおりの承認件数となっている。また、緊急を要する個別案件については、持ち回りの個別審査を実施し、いずれも承認となっている。事業譲渡の理由としては、本業の経営悪化、それから、児童の確保が困難等により、件数が多くなっている。

（システム）

・ 新システムの稼働状況については、前回御報告したとおり、令和６年１月から各機能の業務開始及び開発等の状況に合わせて分割してリリースして、９月に全てのリリースが終了して本格稼働となった。その後、令和７年度の事業計画申請の対応や制度変更への対応などを行っている。本システム導入に伴う効果については、自動計算の仕組みの導入、それから、保育支援システムとの連携により、施設側の業務負担が軽減されている。特に保育支援システムとの連携は、約６割の保育施設をカバーしている。なお、附帯効果として、協会においてもこの保育支援システムとの連携により、出席日数や登降園時間などがより正確となり、審査業務の負担も軽減されるとともに、事業者とのやり取りの回数が大幅に減少し、より正確、迅速に審査業務を行うことができることとなった。

（助成決定の取消し・取りやめ・休止）

・ 助成決定の取消しについては、令和６年度に取り消した施設は２施設で、破産手続開始決定を受けたものが１件、自治体より施設閉鎖命令を受けたものが１件となっている。

・ 令和６年度に取りやめた施設は 40 施設で、このうち助成金の返還が必要な施設は 31 施設。残りの９施設は整備費の助成がなく、返還金が発生していないもの。また、この返還が必要な 31 施設のうち、２月末までに 24 施設が返還済みであり、残りの７施設の状況については、６施設は返還済みで、残りの１施設は返還手続に関して現在やり取りを行っているところ。なお、令和５年度分で未返還が１施設あるが、現在分割により返済中。

・ 休止施設については、１か月以上休止した施設を指しているが、２月末現在で 39 施設。再開状況に

ついては記載のとおり。

・　財産処分の承認状況については、令和５年度から累計で 174 施設。財産処分の種類については記載のとおりであり、事業譲渡関連の内訳としては、さらに運営委託事業者への譲渡、組織形態変更に伴う譲渡、他の事業者への譲渡と分類している。

（定員充足状況）

・　令和６年度 10 月時点での定員充足状況は、79.5%。８ページに令和４年度、５年度と、６年 10 月までの比較及び従業員の地域枠定員における充足率をお示ししている。従来から御説明しているとおり、年度の初めの４月に認可保育所園への転園などを主因として充足率が低くなり、７月から１月にかけて現員率及び充足率が上昇する傾向。また、年度ごとの現員数も、年々増加している。次の９～10 ページにかけては、施設全体と充足率が 30%未満の施設との比較を表にして示している。また、11 ページについては、財務懸念ヒアリングの対象事業者の定員充足の状況を示している。

（参考）

・　当協会の体制と人員推移については、令和６年度の体制としては、財務健全性に関する調査、指導、業務について今後一層重要性が増しているため、審査渉外室を部へ昇格させた。人員推移については、令和６年４月１日現在では、総勢 330 名の体制となった。これは、監査業務やコールセンター業務などの内製化を進めているため人員が増となっている。また、建築士や公認会計士を引き続き配置しているとともに、保育士の増強に努め、保育士は現在 59 名まで増やしている。

【以下、こども家庭庁より補足説明】

（定員充足状況）

・　資料１の９ページからの定員充足率に関して、国から補足説明させていただく。前回、前々回と定員充足率の低い施設についての分析を進めるべきとの御示唆をこの会議でいただき、定員充足率 30%未満の施設が 256 施設というところまでは前回御説明させていただいた。この 256 施設がどういった構成になっているかを、今回グラフで改めて示している。いずれも全施設 4,300 余りと充足率 30 未満の 256 施設を比較する形になっている。

・　まず、定員規模別について。一番左が定員の少ない６～10 人の施設。次のオレンジの大きいところが 13～19 人の施設というふうに、順々に定員規模が右に行くに従って大きくなっている。こちら、全体と 30%未満とで比較して先ほど大きな傾向の違いはないと認識。強いて申し上げますと、グレーと黄色の部分、定員 20～40 人のところが少し充足率が低い。次に、従業員枠と地域枠別の構成比について。30%未満の施設のほうが、従業員枠の割合がやや大きいが、さほど大きな差ではない。福利厚生目的で運営されている施設は定員数が大きいところもある一方で、従業員にニーズが発生した場合に利用してもらえばいいということで、あまり定員を満たすことに重きを置いていない施設もあるということから、充足率が低めに出ることもあるのではないかと推測している。続いて、設置パターン別について。駅と近接型、住宅地型、工業団地、商業団地、大型施設、病院・介護施設、学校内、最後が事業所内というように、立地による比較をしている。青とオレンジ、駅と近接型、住宅地のほうが全体の割合が高く 30%未満の割合が低くなっており、青と緑、病院・介護施設、学校内と事業所内のほうが、充足率が低い割合が高くなっている。児童を集めるという立地上は、駅と近接型、住宅地型のほうが有利に働いていて、事業所内型のほうはあまりうまくいっていないということがあるのではないかと考えている。ただし、立地自体は事業者が一朝一夕に解決しようと思って

もしづらいところであるため、こちらをどうしていくかというのは、今後の大きな検討課題と認識。最後に、運営形態別について。保育事業者型のほうが充足率が高め、一般事業主型のほうが充足率が低めという傾向になっている。こちらも推測ではあるが、保育事業者のほうが保育園のノウハウが一定程度蓄積しているため、充足率が高くなっていると推測している。ただし、自社の従業員の福利厚生目的で設置している事業者というのは、単にノウハウがないというだけではなく、そもそも充足率を高めることに重きを置いていない可能性もあるため、充足率が低く、なおかつ事業の継続性に問題があるような事業者をどのように拾い出していくかというのは、今後の課題。

- 11 ページ（財務懸念ヒアリング対象事業者の定員充足状況）については、※に細かく書いているとおり、保育事業のみではなく、事業全体の状況について、３期連続赤字等財務上の懸念のある事業者に対してヒアリングを児童育成協会で行っていただいている。対象施設は、事業者 140 社、施設 215 施設。定員充足状況を見ると、これ自体は財務懸念のある事業者が充足率が低いという傾向は出ておらず、全体とあまり変わらない傾向。
- 続いて 12 ページに、そうしたヒアリング対象事業者のうち、充足率が 30%未満、低い施設というものを特に取り出した。数としては 13 施設。こちらについて、なぜ充足率が低いのかというのをヒアリングした結果ですので、基本的には事業者の自己分析とお考えいただければと思う。色分けしており、一番多いのが１～５番目までの保育士不足によるもの。続いて、保育の初心者でノウハウがないという施設が青のところ。その次、８番、９番が立地であまりこどもがいないところで苦戦しているというもの。それから、10 番、11 番は福利厚生目的であまり充足率を高めることに重きを置いていないもの。最後の 12 番、13 番は、通例、期初は充足率が低く、年央にかけて高くなっていく通常の傾向だとのこと。やはり保育士不足が大きな問題となっているようであるが、これは、企業主導型保育に限らず保育政策全体の課題であるため、まさに今般、国会に児童福祉法一部改正法案を提出しており、その中でも保育人材の確保に係る対応策等を盛り込んでいるところ。こうしたものの中で企業主導型についてもカバーしていければと思っている。

【こども家庭庁より説明】

資料２（令和６年度企業主導型保育事業 委託事業の実績）に基づき説明。

（指導監査）

- まず、立入調査については、実施計画数を全て完了している。主な指摘事項について、一番多いのは、やはり配置基準、保育従事者の配置が全てうまくいっていなかったというもの。続いて、安全計画に基づく取組が不十分。それから、健康診断結果の確認が不十分といった結果となっている。改善報告書の提出状況については、これから先の幾つかの調査全てに共通するが、基本的に改善報告書は 100%を目指して取り組んでおり、調査時点の関係で 100%にはなっていないが、いずれも３月中には 100%を目指すということで働きかけを行っている。
- 労務監査については、過去の立入調査で労務関係の指摘を受けた施設、それから、処遇改善等の労務に関わるような加算を取得している施設から、今年度は 500 施設を選定して全て実施。主な指摘事項について、一番多いのは、割増賃金についての不適切な運用。続いて、給与規定との根拠規定に基づいて支給されていないということで、まだまだ基本的なところが不十分であるため、引き続き指導してまいりたい。
- 専門的財務監査は 400 施設実施した。対象施設は、前年等の審査において助成金の適切な管理、使

用の点で指摘があった施設を最優先に対象としている。また、そのほか運営金の助成額が 3,000 万円以上と比較的多めの施設の中で、過去の立入調査全体で財務関係の指摘を受けた施設というところで選定している。主な指摘事項について、一番多いのは、助成対象外の支出が計上されているということで、こういった指摘を受けた施設については、基本的に申請を修正していただき、正しい助成目的に沿った申請の出し直しということを基本的にはしていただいている。

・ 中長期的検討課題については、前回から引き続きではあるが、委託業務の妥当性の検証をどう確保していくかということを、有識者を交えて検討を進めているところ。

・ 特別立入調査については、何らかの通報であったり、問題事案の把握があったことを契機として行っている。実施施設は 56 施設。うち、結果、不適切保育があったと判明したのが 34 施設、不正受給等があったと判明したものは 32 施設で、不適切保育については、オレンジの表で内訳を示しているが、叩く、小突く、引っ張る、つかむといった、身体的な虐待とも言えるようなものについては、基本的にはその当該職員を保育に関する配置から外すということをまず行っているが、そのほか、研修の実施であるとか、引き続きの改善指導というものを行っている。

・ 午睡時調査については、600 施設実施。対象としては、令和５年度において事故等の報告、通報があった施設。それから、令和５年度の立入調査で多くの指摘を受けた施設というものを優先している。主な指摘事項について、一番多いのは、午睡時の設備等の危険防止、安全対策が採られていないということで、全般的な安全対策に関わるもの、上から３つ目、うつぶせ寝に近い児童が見られた。４つ目、掛け物の配慮が適切に行われていない。それから、下から３つ目、実際にうつぶせ寝の児童が見られたというような、安全上、大変問題のある事案も残念ながら発見されている。こちらについては、仰向け寝の徹底等を施設に指導しているほか、例年、前年、前々年から引き続きやっているが、こういった指摘があった施設については、午睡時調査、それから、立入調査、様々な機会において再発防止策が採られているかどうかを確認するという対応をしている。

（研修）

・ 実施内容としては、保育安全研究、保育の安全内容に関する研修。それから、施設長等研修、施設長、園長クラスに対する研修、それから、中堅指導者研修、最後に、キャリアアップ研修ということで、４つの型の研修を行っている。それぞれ受講者数等は記載のとおり。利便性の観点からは、ライブ、オンデマンド、動画による研修を多くやっている一方で、特に施設長研修や中堅指導者研修のような、ネットワーキングが重要であったり、直接の意見交換が有効と考えられるものについては、集合研修も組み合わせてやっているところ。

（相談対応等）

・ 電話、メールによるお問合せについては、件数５万件余りあった。一番多いお問合せは、運営費の助成、お金の面に関するお問合せ。続いて、保育の運営、保育の内容に関わるお問合せ。相談窓口については、昨年度よりは評価が向上しているということで、引き続きしっかりやってまいりたい。

・ 巡回指導について、これは、監査とは別に、主に保育の内容に関する面等について助言を行うもの。700 施設訪問予定で、全て達成している。地域交流会については、今年度からの新しい試みであり、巡回指導員が施設に訪問するのではなく、地域を訪問して、複数の施設に集まっていただいて、巡回指導の保育の面での助言を巡回指導員が一方的にするだけではなくて、双方向であったり、施設同士の交流であったりということを行うということをやっている。満足度は非常に高かったということで、できれば今後も継続してやっていければと思う。

・　経営状況監査の実施については、先ほど、財務懸念ヒアリングと申し上げていたものと基本的には同じ話。事業者から決算を徴求して、その内容によって財務健全性に懸念のある事業者に対してのヒアリングを実施している。また、その中で、事業譲渡等が望ましいということであれば、その支援も行っており、数字としては、12 社 19 施設が事業譲渡が成立している。どういった指標で財務健全性を審査するかということが非常に重要であるため、今回は新指標として手元資金が十分あるかどうかを示す当座比率前期比 40%減以上というものを新たに追加した。引き続き適切な評価指標の検討であったり、適切な情報の収集等に努めてまいりたい。

【質疑応答】

（渡辺委員）

・　２点お願いがあり、１点目は、資料Ⅰ－①の２ページで、事業譲渡の関係のお話があった。徐々に件数が増えているというところで、私どもの横浜市の保育所でも同じような傾向がある。理由として、経営が厳しいというようなお話もあれば、本体の保育所も経営自体は悪くないものの、本業に専念したいというところで、お子さんが減っている中で譲渡するような形の話も伺っている。１件１件、正直理由が違って、１件対応が主になってくると思う。その点で、正解はないというところが多いと思うので、事業譲渡した中でお子さんの行き場がなくなるとか、急に全体の保育士さんがいなくなって、全員代わって保育が少し不安定になるとか、そういうことがないように丁寧に、今後も譲渡を取り扱っていただきたい。もう１点は、保育士確保で利用が休止とか取りやめになっているというお話がある中で、同じように横浜市も保育士の確保は厳しく、利用定員を抑えているような施設が数%あるという状況。先ほども御説明があったとおり、こども家庭庁でも少しクイズノックさんとコラボして保育士の PR をしていただいたり、来年度予算で保育士・保育所支援センターの拡充等を御予定しているとは思うが、そもそも事業者が営業を頑張っていくべきというところもあると思っている。しっかりした保育事業者は、営業をかけて、地域なり学校なり、しっかりと直接採用で保育士を確保しているというところがあって、そういう点で、私ども、昔ながらの法人に対しては、今の若い人が就職を選ぶときは、SNS とかホームページを活用しないとだめよというところを、特に人材コンサルタントからもお話を受けており、そういうような YouTube の動画で施設長を研修するようなこともやっているので、個々の保育士確保の問題を聞く中で、対応なり、個々の事業者がやれるようなことがあれば、少し支援を検討いただければと思う。

（石毛委員）

・　２点お願いがあり、１点目は、資料Ⅱに立入調査の結果等を記載していただいており、その２ページに指摘事項の報告をいただいている。そこで、例えば文書指摘事項の件数などという、立入調査の成績というのは、年度を追って改善・向上しているのか、それとも、立入調査をして指導しているけれども、減っていないのか。そういう意味で、年度による推移を教えていただきたい。もう１点は、同じ資料の８ページに、特別立入調査で不適切保育が見られる施設の記載があったり、９ページ、10 ページの午睡時調査による指摘事項というのがある。こうした不適切保育関連の指摘事項の成績というのは、例えば認可保育園等と比べたときに、成績はいいのか悪いのか。企業主導型が突出して悪いとすると何か問題があるのだろうし、そうではなくて、認可であるかどうかにかかわず、この程度はどうしても出てしまうという話なのか。そこをお聞きしたく、もしそういう比較が可能ならば教えていただきたい。

（こども家庭庁）

・　手元に網羅的な数字はないが、立入調査に関しては、令和５年度よりも令和６年度のほうが少しよくなっている。具体的に言うと、２ページで言うと、2,875 施設が改善を要する施設ということになっているが、この数字自体は令和５年度より減っている状況。過去に遡ってずっとというのはまだトレンドが見えていないが、指導監査においては相当細かい内容も指摘するので、数が根本的に、抜本的に減って、これが 100 とか 200 になるのは少々難しいと思うが、できれば重みをつけて、これは絶対にいけない指摘というものはなくしていく。こういう指摘は毎年少しずつ出てもしょうがないよねというのはあるかもしれないが、絶対やってはいけないことはやらないようにしていくというのが大事だと思っている。そういう意味では、午睡調査というのはまさにそういうところであり、午睡調査の指摘数については、今、手元に数字がないが、93 件の指摘のうち、説明の際に申し上げたような、うつぶせ寝の児童が見られたものについては、きっちり減らしていくということを目指したい。一方で、事故の話でもあるが、件数にあまりにも拘りすぎて、減らせ、減らせと言ってしまうと、事故があっても報告しない事業者が出てくることが想定されるため、きちんと報告するべきものは報告していただく。その上で、あってはならないことを減らしていくということをどうできるかというのを、今後、検討させていただきたい。

（馬場委員）

・　１点目は、資料Ｉの 12 ページ。以前から、我々から要望していたクロス集計等を行っていただいた資料で、非常に有用な資料だと感じている。この中でも気にかかるのは（１）～（５）の分類のところで、財務状態が悪く、かつ、充足率が低いところが破産懸念というか、破産の予備軍になるのではないかと考えられるので、こうした事業者に対しては、児童育成協会からフォローを進めていく必要があると思う。こうやって絞り込まれた事業者に対して、どういったフォローをされているのかお伺いしたい。例えば、今、充足率が低い要因についての回答は得られていることは分かるが、今後、当該事業者がこの事業をどのように展開していこうと考えているのか、今後の動向についてのヒアリングをしているのか、あるいは児童育成協会の方からどのようなフィードバックをどういったことをしているのか教えていただきたい。もう１点は、資料Ⅱの６ページ。専門的財務監査の指摘事項の中で下から２番目の、積立資産の管理が適正でないという指摘があり 78 件該当している。管理が適正でないというのは、具体的にはどういう内容なのか。例えば、積立資産を流用して他の目的に使い込んでいる。そういう悪質なものがあるのかどうか気にかかるが、悪質なものがあるのかどうか御説明いただきたい。

（こども家庭庁）

・　私どもが聞いている限りでフォローさせていただくと、ヒアリングは基本的には１回ではなく、財務状況が特に悪いところについては、例えば１か月後、少しましなところは３か月後をめどに少し間を置くが、１年を通してヒアリングをしていると聞いている。その中で財務状態がよくなるような金融関係の交渉をしているかどうか、特に保育関係が悪いところについては、児童を集めるための方策をとっているか。とっていない場合には、児童育成協会で把握できる限りではあるが、こういう、まさに先ほど渡辺先生からお話があった SNS の活用等もございますけれども、そういう策をとっているかどうかということをアドバイスしていると聞いている。特に保育士不足は重要な問題であるが、これならうまくいくというものはないので、私どももぜひお知恵をいただきたいと思っているが、聞いている範囲によると、口コミでの保育士確保が比較的うまく行っているということで

あるので、単に人材紹介会社に頼るということではなく、口コミ等も活用していくださいというアドバイスをしていると聞いている。財務状態が悪くてこのまま行くと倒れてしまうというところについては、事業譲渡に持っていくということをやっている。譲渡先を見つけるといったことは、基本的には事業者の責任においてやっていただかなくてはいけないものの、そういった際にどういう情報が必要であるかとか、どういった条件が必要になるであるとか、できる限りのアドバイスをしているという状況。

（児童育成協会）

・ 今、こども家庭庁が説明したとおりであるが、ヒアリングをし、フォロー等をしている。ただ、協会としては、コンサル等はできないので、先ほど説明した審査渉外部が中心にやっているが、こちらのほうに金融機関出身者を中心にチームをつくっているので、そこで様々な観点から指導等を行っている。

・ 積立資産の管理が適正でないという点については、主には、積立資産の計上取り崩し処理においての手続不備があるというのが多い状況。その中には、承認手続、使用目的が不備であるというのが主になっている。その中で、実際一部流用があるかないかという御質問をいただいたが、残念ながら、数件そういう一時流用というのは見受けられた。これについては、十分指導しながら、フォローも行っていきながら、流用しないような形で今指導を進めてまいる。

（馬場委員）

・ 積立資産の件は、一部目的外流用している事業者があったということだが、そちらの事業者に対しては、積立資産を補填するように求めているのか。

（こども家庭庁）

・ それは行っていない。ほとんど元に戻って、本当に一時的に流用している、元に戻っているということも確認している。

（馬場委員）

・ 承知した。もう１点の、児童育成協会でコンサルができないということだが、例えば、他事業者で取り組まれている類似事例を紹介するとか、そういったところは可能か。

（児童育成協会）

・ こういった例があるとか、事例とか、そういったもので紹介はしている。

（馬場委員）

・ 承知した。運営が厳しい事業者、経営者だと、認知的不協和が働き、事実を認識できず、自分に都合のいい解釈をした結果失敗するとか、自己判断に固執して視野が狭くなるということも考えられるため、権威がある立場の児童育成協会が経営者の話を聴き、他社事例を紹介するとか、あるいは、そもそも保育士が辞めないような取組が必要ではないかと助言し、処遇改善や職員配置について他者事例を紹介するなど、コミュニケーションを取りつづけることが、経営者の事実認識の改善にもつながり、重要なことだと考える。特に事業継続リスクが高い事業者に対しては、コミュニケーションを密にとり、フォローアップをお願いしたい。

（吉田座長）

・ 関連でお話しさせていただきたい。どの施設も、民間保育所もそうだが、人材確保はなかなか難しいということがかなり大きなネックに、特にこれからさらにあるだろうと思われるが、充足率 30%未満のヒアリングの中には、保育士大量離職等も出ているので、それは募集の仕方の問題ではなくて、

職員の職場環境、働きやすい職場環境という点で問題がある可能性があるだろうと。処遇改善だけでなくて、配置の状況であったり、常勤・非常勤のバランスであったり、シフトの組み方であったり、職場の雰囲気であったり、多分その辺がこれからネックになると考えており、一般的には大きい認可保育所より小規模保育とか企業主導型の定員の小さいところのほうが、人は集めやすいと一般的に言われていて、にもかかわらず人材が確保できないということは、多分ほかの要因もかなりそこに影響しているだろうと考えられる。その辺の視点から、またヒアリング等をやっていただくと、より有効にリスクを早めに発見できて、ソフトランディングできるのではないかと思うし、事業譲渡にしても、職員の勤務体制等が譲渡するときに、先方と違ってきたときにどう調整するのだといったような問題もあるため、その辺の人材、職場環境という部分の視点で、もう少し次回以降チェックいただけると有難いという点を要望させていただく

（安原委員）

・ 幾つか確認させていただきたい。１つ目は意見だが、指導監査の結果の午睡調査について、資料Ⅱの 10 ページのところでかなりうつぶせ寝の指摘が多いと感じた。うつぶせ寝は死亡事故のリスクが高いと思うので、あおむけ寝を徹底されているということで伺っているが、さらに周知徹底していただけきたい。また資料への記載はないかもしれないが、うつぶせ寝以外に、食事関係での窒息もかなり最近死亡事故が多くなっているかと思うので、それについても、併せて注意喚起をしていただきたい。もう１点、質問も含めてになるが、先ほど来、かなり経営難のところにアドバイス等されていると伺っている。14 ページの「経営不振事業者に対して事業譲渡などの施設承継支援を実施」について、コンサルテーションはできないと伺ったが、実際に事業者間のマッチングすることだったり、引き合わせるようなことをされているのか伺いたい。

（児童育成協会）

・ 先ほど申し上げたとおり、協会からはなかなかできないというのがあるため、こういう事例がありますよとか、そういったのを御紹介するのみとなっている。ただ、話は別になるが、１回ヒアリングしてからフォローはかなりやっている。初めはこの 140 社もヒアリングするとなるとだいぶ距離を置こうとするものの、説明をしていくと距離を縮めてきて、逆に、先ほどの保育士の不足など、そういうのも、事業者さんから聞いてくるとかそういったことも出てきて、距離を縮めながら様々相談に乗る体制を取っている。

（安原委員）

・ そうすると、基本的に相手方の企業というのは、事業者で見つけてきて、その後のどのように承継していくかというところで、その後、例えば保育士が大量退職しないようにだとか、先ほど、横浜市さんがおっしゃっていたような児童の行き先であったり、そういったところを御助言などをされていくというイメージか。

（児童育成協会）

・ 自治体と連携しながらそこは進めている。

（安原委員）

・ 承知した。

（吉田座長）

・ 幾つか申し上げる。新規募集していないため不正受給等や不正申請等の心配はないと思うが、一方で、施設整備の助成金をもらったところは、そこがもし途中で辞めるといった話になると、出してい

る補助金、助成金が期間が完了しない。事業主の資金なので補助金適正化法などが適用されるのか分からないが、健全に始めても、途中で事業が立ち行かなくなった場合には、施設に対する助成事業というのは償却資産から考えると残りがあって、これがそのままなくなるとそれは負債になるだろう。協会の負債になるかどうか分からないが、その辺はどういう見通しでお考えか。

（こども家庭庁）

・ 特に整備費については、今のところは、基本的に途中で辞めた場合も返還いただくということで、まさに分割返済という話も今日させていただいたが、経営が苦しい企業様もあるが、基本的には返していただいている。ただ、今後、未来永劫にこういう仕組みにしていくのかということは、企業主導型保育事業全体の在り方、特に待機児童が減少してなかなか全部の保育施設をこのまま維持していくのは難しいのではないかということも含めて、今後、検討させていただきたいと考えている。

（吉田座長）

・ もう１点が、充足率は、結局、何を分母にするかで変わるので、これも民間保育所と同じなのかどうかよく分からないが、民間保育所の場合、おそらくこれからは利用定員を下げていくため、実員が減ったとしても分母の利用定員を下げれば充足率は下がらないということになるので、単純に充足率だけでリスク把握は難しいだろうと考える。それから、特に事業所の方は比較的小さいところもあるが、中規模、大規模もあるので、規模の小さい 19 人以下のところというのは、おそらく経年で充足率を見ていかないと、極論ではあるが、例えば０、１、２歳児だけで６人ずつ 18 人の施設があったとして、乳児が新しい年に半分の３人しか来ないということになれば 15 人になる。そうすると 18 人のうち 15 人なので 80%以上の充足率になるが、このまま０歳が持ち上がって、１歳、２歳で途中で入ってこないと、３年たつと充足率は 50%になってしまうという問題があるので、少なくとも３年程度の経年で充足率の変化を追っていただいたほうが、より正確に状況が見えるのではないかと以前から思っていた。これは一つコメントしておきたい。それから、特に保育事業者型が一般的には従業員枠よりは地域枠が多いし、そこが一番今後待機児童がいなくなっていく中で一番影響を受ける。従業員枠は、企業によっては半分いなくても支えるということはあり得ると思うが、地域枠は全くそうではない。特に保育事業型はどちらかというと、そこを主な収益にしているため、保育事業者型の特性を踏まえたヒアリングなりチェックの仕方を丁寧に考えていただければ有難い。

・ それから、資料２の 10 ページ、先ほど来、様々な御質問、御意見があった午睡時の問題だが、単純にいくと、93 件ということは、600 件の調査のうち 15%を超えているので、これは決して低いパーセンテージとは思っていない。また、こどもの命に関わる話であるため、うつぶせ寝で亡くなったお子さんが、認可外とか企業主導型は多いねと言われるととても困るので、この 93 件、15%を超えるパーセンテージというのは、それなりの重みを持って受け止めていただきたいと思うし、これが起きないその手前のところでの様々なサポート、コンサルは全然問題ないと思う。コンサルという言い方が適切かどうか分からないが、こどもの命を守るための様々な対応という点で、もう一段努力をしていただくといいかなという要望。

・ 最後にもう１点、同じこの資料の 11 ページと 12 ページ、中身は何も問題ないのだが、例えば 12 ページで相談窓口で前年度に比べると、品質・内容ともに評価が向上したとある。結構なことなので、これはデータで、比較できるデータも合わせて示していただいて、どの程度向上したかというのは我々も見える化したもので知りたいので、文書で昨年度よりも評価が向上したと言われても、どの程度の向上かというのは知りたいので、お手数をおかけするが、できるだけそういう比較データが

見えるようにしていただければ、次年度以降さらに、より精査した捉え方ができると思うので、これもお願いさせていただきたい。

・　構成員の皆様方からいろいろな御意見を頂戴したが、それぞれいただいた御意見をしっかり受け止めて、引き続き、適切な事業実施に努めていただきたいと思う。どうぞよろしくお願いいたしたい。それでは、補助事業について、様々いただいた御意見は真摯に児童育成協会に御対応いただくということで、来年度の協会の業務にこれをしっかり反映していただくこと。それから、来年度の本委員会で反映状況について、また御報告いただくことになるため、本委員会としては、明日からでございますが、令和７年度も児童育成協会に企業主導型保育事業の実施機関として、助成事業を引き続き実施していただくということでよろしいか。

【各委員に諮り、了承】

・　それでは、来年度も児童育成協会に実施機関を担っていただくことが認められた。よろしくお願いしたい。

（児童育成協会）

・　本日いただいた委員の皆様方の貴重な御意見、御要望を、令和７年度につきましても協会の運営に反映させて、本事業の社会的役割を十分認識した上で、引き続きこども家庭庁とも緊密な連携を取りつつ、補助事業者としての役割を果たしていく所存。どうぞよろしくお願いしたい。

３．令和７年度の企業主導型保育事業について

【協会より説明】

資料３（令和７年度の企業主導型保育事業 補助事業の方針）に基づき説明。

（補助事業部分人員体制）

・　審査に当たっては、親切・丁寧・毅然とした対応を基本とし、事業者に寄り添いつつも、厳格な審査を行うこととしている。また、審査部内の課を跨いでジョブローテーションすることにより、十分な体制を整え、各種の審査業務を安定的に遂行していく。さらに、こうしたジョブローテーションを通じ、どの審査にも対応できるマルチタスクプレーヤーの育成・活用にもつなげてまいる。また、新システムの活用については、新システムの導入により審査業務を見直すことで、申請事業者、それから、審査を行う協会の質の向上に取り組むとともに、保育支援システムの活用によるサービスの向上などに努めてまいる。

（審査業務の活動方針）

・　完了報告審査等については、各種審査の実施スケジュールの管理強化として、完了報告審査や事業計画申請審査などの各種審査のスケジュール管理を強化するとともに、懸案事項については早期に対応策を講じることにより、目標とする期間内での審査完了を目指してまいる。また、審査の質向上のために、従来以上に指導監査部・こども相談支援部などの他部門との連携を強化してまいる。月次報告審査については、関連部門との連携をさらに強化して、ルールの明確化、標準化、効率化に努めてまいる。

（システム）

・　開発方針としては、令和７年度の制度改正、国からの制度変更への対応を中心に開発を行う予定。また、安定稼働のために、開発ベンダーのサポート体制を構築し、品質向上対策を強化することとして

いる。

（参考）

・　令和７年度の児童育成協会の体制については、新システムのさらなる開発の体制強化ということで、システム管理課を室へ昇格させる。

【こども家庭庁より説明】

資料４（令和７年度の企業主導型保育事業 委託事業の方針）に基づき説明。

（指導・監査業務）

・　今年度と構成は同じであり、全般的な指導・監査として立入調査、あるいは、必要に応じて事前通告なしの特別立入調査、午睡時の調査、専門的財務監査、専門的労務監査、こうした監査を組み合わせて、安全な保育を安定的に運営できているということを担保してまいる。また、自治体におかれては、もともと指導・監査の実施計画の日程等を共有していただいており、こちらからも共有させていただいている。また、特に不適切保育が生じた場合を中心に、合同での立入調査等もやっていただいているところであり、引き続き、これまで以上に密接に連携・協力してまいりたい。

（研修業務）

・　施設長等研修、キャリアアップ研修、保育安全研修、中堅指導者養成研修ということで、今年度と構成は同じ。人数等については、これから検討してまいる。先ほど、座長からもお話があったが、保育士不足の原因の一つは、単なる不足ではなく、職場の環境、人間関係も多く聞かれているところ。今年度はハラスメントの防止であるとか、チームワーク、マネージメントに関する研修等も実施した。こういった内容を組み合わせて、少し遠回りにはなるが、そういった保育士確保といった全般的なところも意識して取り組んでまいりたい。

（相談支援等業務）

・　窓口対応の実施は引き続きやってまいる。巡回支援についても、きめ細かく対応してまいりたい。それから、本日何回か話題にさせていただいた事業所からのヒアリングについては、分析データの拡大、指標の精密化といったことに取り組み、急なお子さんが行き場を失うといったことがないように、引き続き対応してまいりたい。

【質疑応答】

（石毛委員）

・　細かい言葉に拘ってしまうだけかもしれないが、本日も何度か話題になった、事業の継続に備えたマッチング業務について、こちらに取り組んでいただく御方針、心強い限りだが、他方で、先ほど協会の御説明を聞いていると、「協会としてはマッチングには踏み込めない、コンサルテーションができないので、マッチングはできない。だけれども、お話は聞いています」という言い方をされていたように思う。なので、それは結局どちらなのか、気になってしまった。おそらくそれは言葉の綾であって、「マッチングに向けた『事実上の相談』はできるけれども、世に言うフィナンシャルアドバイザリーサービスみたいなことはできない」ということがおっしゃりたかったのだと思うので、そこに拘るものではないが、要は、協会がおっしゃるようないろいろな制度的・ルール的な制約とか限界というのはあるのだろうけれども、ここの方針に書いてくださっているように、できる限界の範囲で積極的にマッチングに取り組んでいただきたい。あるいは、「コンサルテーションはできない」と

いうことだが、相談業務等には積極的に取り組んでいただきたい。

（児童育成協会）

・　おっしゃるとおり、M&A 等もあり、協会から、ここととここというマッチングはなかなか難しいところはあるが、できる限りの限界のところまではフォローをやらせていただいている。ただ、一線を越えてではないが、そこまではなかなか難しいというのが協会としての意見。

（石毛委員）

・　できる限りの限界のところまで頑張ってくださっているというお言葉をいただいた。どうぞよろしくお願いしたい。

（吉田座長）

・　システムということで、これからさらに一層レベルアップを目指される。大変結構だと思うが、少しイメージで教えていただきたい。新システムを改善していくことによって、例えば何が効率化されたり、省力化されたり、あるいは高度化されるのか。その辺を教えていただくと有難い。

（児童育成協会）

・　毎月の月次申請や、１回１回今までは登園時間や誰が登園しているなど、個人で言えば、このお子さんが月に何日出席しているなど、そういったものを手入力でやっていたが、先ほど申し上げた、保育支援システムとの連携により、そちらのほうのシステムで全部取るので、それがダイレクトに新システムに反映される。そのため、月次審査においても、今までは出席日数を全部数えていたが、全てそこは反映されるため、間違いがなくなっているということで、今までは「修正してください」というやり取りを何回もしていたが、それがほとんどなくなってきて、大分そのあたりはよくなった。今までは翌月に繰り越して続きがあったが、最近では全てその月に処理できているということで、事業者にとってもお金がそれで入るので、大分便利になったと思っている。

（吉田座長）

・　保育 DX で、国全体で、むしろ保育業務ワンスオンリーを目指す中でピムスが先行しており、逆に、そのやり方を参考にしていただくといいのではないかと思っているので、引き続きレベルの高いことをやっていただければ有難い。特に企業主導型の各施設レベルで様々異なる ICT システムを入れていて、例えば、エクセルが読み込める、読み込めないなど、様々な話を実は聞いていたのでその辺りが恐らくこの改善によってだいぶよくなるだろうと思うので、来年の御報告を期待したい。

・　それから、研修はこれで結構だが、先ほどの事業報告も含めて、目的、研修期間、人数だけではなく、できれば研修プログラムの中身もお示しいただいた方が我々判断できるので、例えば講義がどの程度で、ワークショップだとか、グループワークだとか、実習がどの程度あったというようなこと。あるいは、可能であれば、どのような組合せでどのような方が講義等をされているのか。見る人が見ると、およそ講師陣を見ると目指している水準が分かると言うと怒られてしまうが、手がかりにはなるので、利用者サイドの満足だけではなくて、専門性の高い、より効果の上がる研修をやっていただきたいので、その辺りの判断ができるための判断材料として次回以降またお示しいただくと、大変有難い。

・　構成員の皆様方からまたいろいろな御意見を頂戴した。いただいた御意見しっかり受け止めて、引き続き適切な事業実施に努めていただきたく、よろしくお願いしたい。

４．閉会